

基金情報

No.151

平成26年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成26年度・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)	
事業所数(件)	217	0	年金掛金	調定額(円) 491,166,904	
加入員数(人)	男子	4,218	-20	収納額(円)	487,514,964
	女子	2,122	-7	収納率	99.26%
	計	6,340	-27	事務費掛金調定額(円)	11,530,940
平均標準給与月額(円)	男子	337,667	2,856	資産運用	信託資産額(時価) 286億4,815万円
	女子	232,585	972		修正総合利回り 3.48%
	計	302,496	2,192		ベンチマーク差 0.13%
受給者数(人)	6,386	-10	慶弔金の支給件数・金額	26件35万円	
平均年金額(円)	526,977	218	年金相談件数	282件	

育児関係

産前産後休業・育児休業・養育特例

【産前産後休業】

産前産後休業開始日の属する月から終了日の翌日の月の前月分までが保険料(掛金)免除期間となります。(産前42日(多胎児妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)

■ 産前産後休業の申出をするとき ■

事業主の方は産前産後期間中に「産前産後休業取得者申出書」を各所へご提出ください

■ 産前産後休業の終了予定日までに休業が終了したとき ■

事業主の方は「産前産後休業取得者変更(終了)届」を各所へご提出ください(終了予定日どおりに終了した場合は届出不要)

■ 出産予定日で申出を行ったが出産予定日より前または後に出産したとき ■

「産前産後休業取得者変更(終了)届」により出産日にて申出期間の変更を各所へ行ってください

■ 産前産後休業終了後に勤務時間の短縮等で報酬が低下した場合 ■

(育児休業を引き続き開始した場合は対象となりません) 被保険者(加入員)の方は、事業主を経由して「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を各所へご提出ください(産前産後休業終了日の翌日の属する月以後3ヶ月間のうち支払基礎日数が17日以上ある月の報酬の平均により算出した標準報酬月額が従前の標準報酬月額と1等級以上の差があるとき)

【育児休業】

育児休業開始日の属する月から終了日の翌日の月の前月分までが保険料(掛金)免除期間となります。性別に関わりなくすべての労働者が育児休業を取得することができます。(※ 女性の場合、産後休業期間56日は育児休業の対象になりません)

① 子が1歳になるまでの育児休業、② 子が1歳から1歳6ヶ月になるまでの育児休業、③ 子が1歳から3歳になるまでの育児休業の制度に準ずる措置による休業

■ 育児休業の申出(延長)をするとき ■

①~③いずれも、その都度「育児休業等取得者申出書」(新規または延長)を各所へご提出ください

■ 育児休業終了予定日までに休業が終了したとき ■

事業主の方は「育児休業等取得者終了届」を各所へご提出ください(終了予定日どおりに終了した場合は届出不要)

■ 育児休業終了後に勤務時間の短縮等で報酬が低下した場合 ■

被保険者(加入員)の方は、事業主を経由して「育児休業等終了時報酬月額変更届」を各所へご提出ください(育児休業終了日の翌日の属する月以後3ヶ月間のうち支払基礎日数が17日以上ある月の報酬の平均により算出した標準報酬月額が従前の標準報酬月額と1等級以上の差があるとき)

【養育特例】

3歳未満の子を養育する被保険者(加入員)の養育期間中の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者(加入員)の方は、子が3歳になるまで標準報酬月額の特例措置を受けることができます。(特例を申出ると、保険料(掛金)は実際の低い標準報酬月額で計算されるのに対し、将来の年金額は子の養育開始前の高い標準報酬月額で計算されます。男女問わず申出可能)

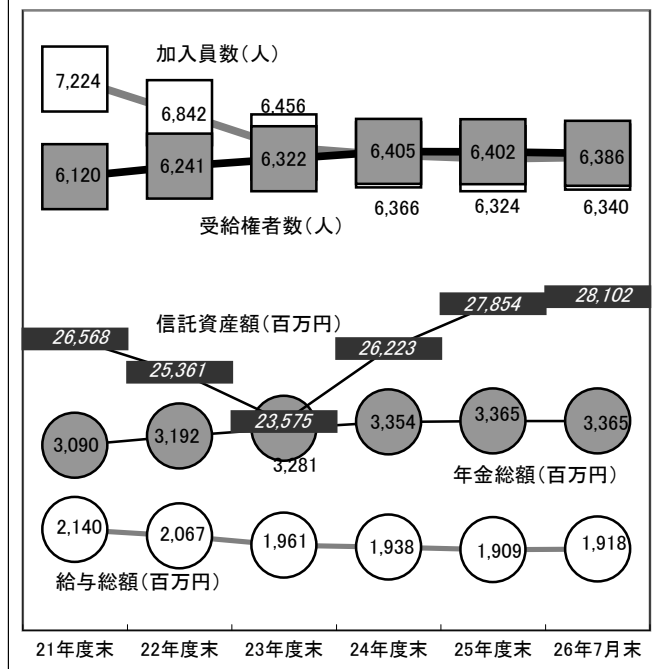
■ 養育特例の申出をするとき ■

被保険者(加入員)の方は、事業主を経由して「養育期間報酬標準給与月額特例申出書」に必要書類を添えて年金事務所・基金へご提出ください(必要書類：戸籍謄本・住民票の写しなど)

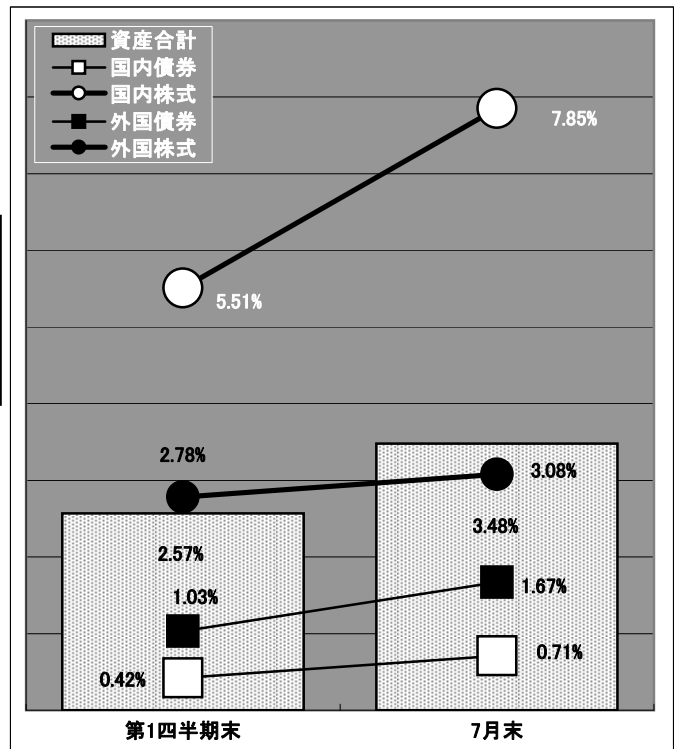
■ 特例の終了時期 ■ (①~④は自動終了、⑤の場合のみ「終了届」の提出が必要です)

① 子が3歳になったとき、② 加入資格を喪失したとき、③ 育児休業を開始したとき、④ 申出た子以外の子の特例措置を受けたとき、⑤ 子が死亡したとき、または養育しなくなったとき

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>



【お願い】
 当「基金情報」を加入員の方が閲覧いただけるようご配慮の方お願いいたします
ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します
*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都市銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 8月分の掛金納入期限は、平成26年9月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

9月の予定

- 12日 告知書(8月分)発送
- 18日 理事会(15:00~ガラス会館)
- 25日 代議員会(15:00~ガラス会館)

※ 9月分の適用関係書類の切は10月7日です。

設立事業所の異動(規約変更関係等)・7月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	楢宮本	宮本 浩樹氏	H25.12.1
代表者変更	楢岩見額椽	岩見 よう子氏	H26.2.25